

議事要旨(6)「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理(案)」について

四半期会計基準専門委員会は現在までに10回開催されている。第10回専門委員会(11月18日開催)より、「四半期財務諸表の作成基準に関する論点整理(案)」(以下「本論点整理」という。)の文案の検討に移っており、年内を目途に公表する予定である(資料「審議事項(6)四半期会計基準委員会での当面の検討スケジュール」参照)。

本委員会においては、本論点整理について、文案の説明と審議を行った。

1. 本論点整理について

企業会計基準委員会では、平成17年6月28日に公表された金融審議会第1部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書の中で「四半期開示のあり方」が示されたことを踏まえ、四半期財務諸表の作成基準について検討を行っている。これまでの検討結果に基づく検討の方向性について、本論点整理として取りまとめ、今般、広く一般からの意見を求めるために、公表を予定しているものである。

2. 本論整理で掲げた主要論点

本論点整理では、主要論点として以下の7つを掲げている。

(1) 四半期財務諸表の性格

実績主義を基本とすることでよいか。

(2) 四半期財務諸表の構成

四半期財務諸表は、金融審議会報告書で示された連結ベースを基本とした四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書でよいか。また、株主資本等の変動に関する情報については、重要な変動があった場合にその内容を注記情報として開示を求めることでよいか。

(3) 四半期損益計算書関係の情報開示(損益計算書、1株当たり利益、セグメント別情報)

四半期損益計算書関係の情報は、財務諸表利用者の情報ニーズを踏まえ、期首から当該四半期会計期間末までの累計情報に加え、当該四半期会計期間の3か月情報も開示を求めることとするかどうか。

また、3か月情報の開示の要否にも関係するが、四半期決算手続きについて、四半期会計期間を一会計期間とした「四半期単位積上げ方式」を基本としつつ、「累計差額方式」も一定の要件(重要な海外子会社が存在する場合の外貨換算方法などにより、差引計算での3か月情報が経済的な実態を(明らかに)見誤らせるおそれのある場合には適切な開示に向けた対応を求めること)を設けた上で容認することが考えられるかどうか。

(4) 四半期特有の会計処理

「実績主義」の例外的処理として、原価差異の繰延処理と後入先出法の売上原価修正を「四半期特有の会計処理」として認めることでよいか。

(5) 開示の適時性や迅速性のための簡便的の会計処理

開示の適時性や迅速性の観点から、財務諸表利用者の判断(企業業績の水準や企業業績

のトレンドなどを把握しての意思決定)を誤らせない範囲内で、どのような簡便的な会計処理が認められるべきか。

(6) 第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い

年度と四半期及び四半期相互間の会計方針の首尾一貫性を確保する観点から、会計方針の変更(表示区分の変更を含む)は、原則として、第1四半期に行うべきである。しかし、何らかの事情により、第2四半期以降に正当な理由により自発的な会計方針の変更をする場合には、四半期財務諸表を遡及して再表示するのか、それとも、変更の影響に関する注記でよいのか。

また、重要な誤謬を発見した場合や企業結合に持分プーリング法を適用した場合における企業結合日前の四半期財務諸表の対応などについても、同様の視点から検討する必要があると考えるがどうか。

(7) 注記情報

過去に開示された情報は情報通信技術の発達により容易に入手できる状況にあることや、開示の適時性や迅速性が求められる点も踏まえ、直前の年度財務諸表等の注記項目で重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を求めていくことでよいか。

委員等からの主な意見は以下の通りである。

- 主要論点(2)について
 - 株主資本等変動計算書については、重要な変動とは何なのかを十分につめていく必要がある。
- 主要論点(3)について
 - 四半期における決算手続は、基本的に四半期単位積上げ方式とし、累計差額方式を否定しているようにも読める(重要性のないものは認めるとあるが)。米国のように四半期開示が定着していれば別であるが、現行の中間報告制度や実務を勘案すると、このスタンスには疑問がある。実務に極めて影響があり、システムの全面的な更新も必要となるであろう。現段階で、四半期単位積上げ方式を打ち出すのはどうか。
 - 投資家は3か月の情報で反応するのでそれを前提とすれば、なるべく3か月の情報がより純粋な数値で報告されることが作成者にとっても有用ではないか。四半期単位積上げ方式と累計差額方式を、同レベルに扱うということは難しく、それぞれ原則、容認と位置付けて、累計差額方式でも、なるべく影響のないものは容認しているということである。四半期の仕組みに関わることであるが、利益情報を重視する日本においては、この位置付けは変えられないのではないか。
 - 実績主義からは四半期単位積上げ方式ということになるであろう。
 - 実績主義か予測主義かどうかと、四半期単位積上げ方式か累積差額方式かどうかは、一義的には決まらないと思う。

- 論点(7)について
 - 注記情報については、年度の開示を前提とした記載となっているが、重要な変動があるかどうかを判断するとなると、結局、全ての情報を用意しなければならないのではないかと。現在でも、年度と中間は分かれているので、少なくとも45日以内で可能なものを注記するというようにすべきである。
 - 継続企業の前提に疑義がある場合や、重要な後発事象についての注記については、必須条件として記載させることについては問題ないが、45日以内で開示する場合、実務的にはどこまで入手できる情報に基づいてやるのかという問題も出てくるであろう。
- その他
 - 四半期財務諸表という根本的な議論をせずに、実務的にできるのかできないのか、また、その情報が必要なのか不要なのかというテクニカルな視点で議論されているように思われる。まず始めに、四半期財務諸表の目的、なぜ作成するのかという論点があって、それに従って実績主義か予測主義か、その次に四半期積上げ方式か累計差額方式かという論点が続くのである。目的を明確にしないと議論が定まらないのではないかと。
 - 四半期財務諸表を作成する会社の範囲として、「上場会社など」としているが、最終的な基準にする際には、強制適用の範囲をどこに定めるのかという点が非常に重要な問題である。基本は上場会社として、それ以外はどのような扱いとなるのかよく検討してほしい。

以 上